

掛川市条例第18号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(住居手当)</p> <p>第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額</u>の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除し</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>定める額</u>の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除し</p>

た額の2分の1（その控除した額の2分の1が <u>16,000円</u> を超えるときは、 <u>16,000円</u> ）を11,000円に加算した額	た額の2分の1（その控除した額の2分の1が <u>17,000円</u> を超えるときは、 <u>17,000円</u> ）を11,000円に加算した額
(2) (略)	(2) (略)
3 (略)	3 (略)

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2		147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3		148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4		149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5		150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6		151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7		152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8		153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9		154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10		156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11		157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12		158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13		160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14		161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15		163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16		164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17		165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18		167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19		168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20		170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21		171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22		174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23		177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24		179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25		182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26		183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27		185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28		187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29		188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30		190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31		192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32		193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33		195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34		196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35		198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36		199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37		201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38		202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39		203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40		205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41		206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42		207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43		208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44		210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45		211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46		212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47		213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

再任用職員以外の職員

48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
94		294,900	342,600		393,300	412,500	
95		295,200	343,100		393,600	412,800	
96		295,600	343,500		393,800	413,000	
97		295,800	343,700		394,000	413,200	
98		296,100	344,100		394,300		
99		296,500	344,500		394,600		
100		296,900	344,800		394,800		
101		297,100	345,100		395,000		
102		297,400	345,500		395,300		
103		297,800	345,900		395,600		
104		298,100	346,300		395,800		
105		298,300	346,800		396,000		
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第3条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5（特定管理職員にあつては、100分の112.5）</u>、<u>12月に支給する場合には100分の97.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の</p>	号給	給料月額		円	1	<u>374,000</u>	2	(略)	3	(略)	4	(略)	5	(略)	6	(略)	7	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の</p>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	(略)	3	(略)	4	(略)	5	(略)	6	(略)	7	(略)
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>374,000</u>																																				
2	(略)																																				
3	(略)																																				
4	(略)																																				
5	(略)																																				
6	(略)																																				
7	(略)																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>375,000</u>																																				
2	(略)																																				
3	(略)																																				
4	(略)																																				
5	(略)																																				
6	(略)																																				
7	(略)																																				

適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u> 」とする。
--	---

第5条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「<u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「<u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）及び第4条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第2条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第2条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 令和2年3月31日において第1条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、同日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 第1条改正後の給与条例第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から第1条改正後の給与条例第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。